

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 25 日

各 位

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

治療と就業の両立支援セミナーのご案内

平素から安全衛生行政へのご理解、ご協力いただき、また労働災害防止にご尽力いただきありがとうございます。

労働施策の総合的な推進並びに労働者に雇用の安定及び職業生活の充実に關する法律等の一部を改正する法律が令和7年6月 11 日に公布され、治療と就業の両立支援の推進のため必要な措置を講じることが事業主の努力義務となりました。

事業主による治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に必要な事項を定めるものとして令和8年2月 10 日に「治療と就業の両立支援指針」が告示されました。

この内容を皆様にご知っていただき取組を行っていただくため、「治療と就業の両立支援セミナー」を下記のとおり開催することといたしました。

傘下事業場・関係事業場等へ周知を行っていただき、多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。

記

日 時 令和 8 年 3 月 25 日(水)14 時から(会場受付は 13 時 30 分から)
場 所 埼玉労働局雇用保険説明会場
(さいたま市中央区新都心 11 - 2 ランド・アクシス・タワー14 階)
オンライン(Zoom)

その他詳細は添付したリーフレットをご覧ください